(5)　(二)の(3)及び(4)は、(3)の後段及び(4)の場合に準用することとした。（第一二条第五項関係）

(6)　特定不法行為等に係る被害者は、宗教法人法第二五条第三項の規定により同条第二項各号に掲げる書類又は帳簿の閲覧を請求する場合のほか、当該特定不法行為等に係る対象宗教法人が特別指定宗教法人の指定を受けたときは、所轄庁に対し、当該対象宗教法人に係る(二)の(10)により提出された書類等の写しの閲覧を求めることができることとした。（第一三条第一項関係）

(7)　(6)により閲覧をした特定不法行為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不法行為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこととした。（第一三条第二項関係）

(四)　指定宗教法人の代表役員、その代務者又は仮代表役員が、(二)の(7)による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたときは、一〇万円以下の過料に処することとした。（第一八条関係）

附則

(一)　この法律の規定は、この法律の施行前にその請求が行われ又はその手続が開始された特定解散命令請求等に係る宗教法人についても適用することとした。（附則第三条第一項関係）

(二)　この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失うこととした。（附則第五条第一項関係）

(三)　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、(二)にかかわらず、(二)により効力を失った後も、なおその効力を有することとした。（附則第五条第三項関係）

(四)　政府は、この法律の施行後三年を目途として、その施行の状況等を勘案し、この法律の延長及び財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとした。（附則第六条関係）

(五)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

◇国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三六二号）（文部科学省）

一　国立大学法人法施行令の一部改正関係

特定国立大学法人として国立大学法人東北大学等を指定すること、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる範囲を定めることその他国立大学法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

二　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

国家公務員退職手当法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　独立行政法人等登記令の一部改正関係

独立行政法人等登記令について所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

四　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正関係

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

五　経過措置

1　改正法附則第三条第二項の規定により国が国立大学法人東京医科歯科大学から承継する資産の範囲等について定めることとした。（第五条関係）

2　改正法附則第三条第七項の規定により国立大学法人東京科学大学が行うものとされる国立大学法人東京医科歯科大学の積立金の処分に係る経過措置について定めることとした。（第六条関係）

3　国立大学法人東京医科歯科大学の解散の登記の嘱託等について定めることとした。（第七条関係）

4　改正法附則第四条第三項の評価委員等について定めることとした。（第八条関係）

六　施行期日等

1　その他関係政令について所要の改正を行うものとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、一部を除き、令和六年一〇月一日から施行するものとした。

◇関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三六三号）（財務省）

1　環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「ＣＰＴＰＰ」という。）へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）の加入に関する議定書への署名に伴い、ＣＰＴＰＰに基づいて輸入される英国原産の農産品に対するセーフガード措置の対象となる物品及び輸入数量に係る規定等を整備することとした。（関税暫定措置法施行令第一〇条の四、第一九条の二～第一九条の五、第一九条の七～第一九条の一〇、第三二条及び別表第一関係）

2　この政令は、ＣＰＴＰＰへの英国の加入に関する議定書の効力発生の日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三六四号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、アラブ首長国連邦等を仕向地とする軍用の化学製剤の原料となる物質等の輸出について承認を要することとした。（第二条、第四条及び別表第二の四関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行することとした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第三六五号）（厚生労働省）

1　新たに花巻空港を検疫飛行場に指定することとした。（別表第一関係）

2　花巻空港について検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を定めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令（政令第三六六号）（厚生労働省）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日は、令和六年一月一日とすることとした。

◇共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令（政令第三六七号）（厚生労働省）

1　共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2において「法」という。）第二条の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、法の施行の日（令和六年一月一日）から施行することとした。

◇認知症施策推進本部令（政令第三六八号）（厚生労働省）

1　共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「法」という。）第三三条に規定する認知症施策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の委員の任期は、二年とすることとした。（第一条関係）

2　関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任すること等とした。（第二条関係）

3　関係者会議の運営について所要の規定を整備することとした。（第三条関係）

4　この政令に定めるもののほか、法第二六条に規定する認知症施策推進本部の運営に関し必要な事項は、法第二八条に規定する認知症施策推進本部長が認知症施策推進本部に諮って定めることとした。（第四条関係）

5　特定秘密の保護に関する法律施行令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

6　この政令は、法の施行の日（令和六年一月一日）から施行することとした。